

平成 25 年度
地域中小企業外国出願支援事業
公募要領

平成 25 年 8 月

公益財団法人やまなし産業支援機構

1. 事業の目的

公益財団法人やまなし産業支援機構（以下「機構」という）は、山梨県内に事業所を置く中小企業に対して、外国への特許出願を支援し、地域中小企業者における戦略的な外国への特許出願等を促進することを目的とします。

2. 対象企業者

山梨県内に事業所を置く中小企業者およびそれらの中小企業者で構成されるグループ（グループの構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）

3. 助成対象者及びその出願

助成金の対象となる事業は、次に掲げる要件に合致する企業及びその出願とします。

- (1) 外国を含め知的財産を戦略的に活用し、経営の向上をも目指す意欲がある中小企業者であること。
- (2) 助成を希望する出願に関し、外国で特許権が成立した場合等に、該当権利を活用した事業展開を計画している中小企業者であること。
- (3) 助成申請提出時点において日本国特許庁に既に特許出願等（PCT出願）を行っている出願であって、平成26年1月31日までに外国特許庁への出願を行う予定があること。
- (4) 国内の先行特許調査等からみて外国での特許権等の取得の可能性が否定されないと判断する出願であること。

4. 助成限度額と経費負担

- (1) 助成限度額 特許出願：150万円（助成対象経費の1/2以内）
実用新案出願：60万円（助成対象経費の1/2以内）
意匠出願：60万円（助成対象経費の1/2以内）
商標出願：60万円（助成対象経費の1/2以内）
冒認対策商標：30万円（助成対象経費の1/2以内）

(2) 経費負担

国内弁理士等により事業完了後、助成採択企業者は、助成対象経費から助成額を差引いた残りの経費（自己負担相当額）を財団へ前納していただきます。（助成採択企業者に対して、直接助成金が支払われるものではありません）

※ 助成額は、支援機構に設置する選考委員会において決定します。

※ 助成金の交付にあたっては、審査結果により申請額を減額して交付決定する場合があります。

※ 機構は、あくまでも助成対象経費となる外国出願費用の補助を行うものであり、実際の出願手続き等においては、一切の責任を負いません。

※ 支援機構への支払いは、振込みによる一括支払いになりますので、自己負担金相当額の手当てが予め必要となります。

5. 採択企業の選定

企業の選定にあたっては、以下の事項を中心に選考委員会にて、審査して決定します。

- (1) 企業の意欲
- (2) 知財の観点からの技術評価（特許権取得の可能性等）
- (3) 知財を活用した事業展開評価

6. 申請手続き

- (1) 受付期間 平成 25 年 8 月 28 日（水）～平成 25 年 10 月 10 日（木）
- (2) 提出方法

申請書類等を支援機構へ持参する。受付時間は、受付期間中の平日の午前 9 時～正午
及び 午後 1 時～午後 5 時

- (3) 提出書類

「地域中小企業外国出願支援事業に係る助成費用申請書」及び添付書類

- ・特許、実用新案、意匠、商標の申請・・・様式第 1－1 号
- ・冒認商標の申請・・・様式第 1－2 号

提出部数は 1 部です。

7. 審査及び結果の通知

当機構に設置する選考委員会にて、応募いただいた「申請書」による審査の他、必要に応じて選考委員会にご出席いただき、ヒアリングによる審査も実施します。

審査結果は、応募企業者に文書により通知します。

なお、審査の経過や内容に関するお問い合わせには一切応じることはできません。

8. 事業内容

- (1) 実施期間

実施期間は、平成 26 年 1 月 31 日（金）までとします。従って平成 26 年 1 月 31 日（金）までに外国へ直接出願または、PCT 出願に基づく指定国への国内段階移行が完了することが、応募の条件となります。

- (2) 報告書の提出

採択企業者は、外国特許庁への出願を行った後速やかに、「実績報告書」を提出していただきます。

- (3) 助成金の支払い

採択企業者の自己負担額相当額の前納後、機構が上記の「実績報告書」の内容を確認し、機構が国内弁理士等への助成対象経費の全額を支払います。

- (4) 事業後評価及び効果の確認

助成を行った外国出願について外国特許庁からの査定が出た場合には「査定結果報告書」をご提出いただきます。

9. 対象となる経費

対象となる経費は、次の通りです。

- | | | |
|-----|--------------|--------------------------|
| (1) | 外国特許庁への出願手数料 | 外国特許庁への出願に要する経費 |
| (2) | 現地代理人費用 | 外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費 |
| (3) | 国内代理人費用 | 外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費 |
| (4) | 翻訳費用 | 外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費 |
| (5) | その他費用 | 本事業を実施するために機構が特に必要を認めた経費 |

注) 対象とならない経費は以下の通りです。

- ・ 国内出願に要する費用（代理人費用、手数料等）
- ・ PCT 出願に要する費用（代理人費用、手数料等）
- ・ 国内消費税
- ・ その他外国特許庁への出願に直接関係しない費用

10. その他留意事項

- (1) 本事業に係る他の行政機関等（国、県、市町村、公益法人）からの補助金の交付を受けている又は交付申請中の場合、本事業の助成の対象外とします。
- (2) 原則として、事業終了後の額の確定に当たり、助成対象となる出願書類等の確認ができない場合については、当該経費に係る金額は対象外となります。
- (3) 申請通りに実施されなかった場合は、助成金額の支払停止及び返還を求めることがあります。
- (4) 他の事業者との共同出願の場合には、申請した企業の持ち分比率に応じて助成金額の申請を行うものとします。
- (5) 申請書などに含まれる個人情報等は、当該事業の選考、選考結果の通知及び連絡などに使用します。また、交付決定後は申請者名、助成対象事業名を公表させていただきます。本事業による支援を得て海外へ出願を行った事例については、助成対象事業者の了解を得た上で、中小企業者に情報提供をさせていただき中小企業者における外国出願支援策定等に役立てるものとします。
- (6) 助成対象事業者は、随時、活用状況報告をしていただきます。
- (7) 助成金の交付決定後、交付対象中小企業者等と代理人（特許事務所等）と当機構との間で三者間契約を締結することが必要です。
- (8) 外国出願の手続き、制度説明等に関するご相談は、本事業の連携相談窓口として、以下の機関にご協力をいただいておりますので、ご活用ください。

機関名称：公益財団法人やまなし産業支援機構

所在地：〒400-0055 山梨県甲府市大津町 2192-8

公益財団法人やまなし産業支援機構

部 課 名：知財支援窓口

担 当 者：伊藤、望月

連 絡 先：TEL 055-243-1888（代表）

11. 申告書提出先／申請に関するお問い合わせ先

機関名称：公益財団法人やまなし産業支援機構

所在地：〒400-0055 山梨県甲府市大津町 2182-8

公益財団法人やまなし産業支援機構

部 課 名：経営支援課

担 当 者：内藤

連 絡 先：TEL 055-243-1888 (代表)